

議員提出議案第2号

北朝鮮による拉致問題の早期完全解決を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年7月4日

斎木正一

伊藤保

国岡智志

浜崎晋一

澤紀男

興治英夫

伊藤美都夫

稻田寿久

藤繩喜和

上村忠史

内田博長

北朝鮮による拉致問題の早期完全解決を求める意見書

今年5月29日、政府は、スウェーデンのストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮が拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施し、調査開始時点で我が国が独自に行っている制裁の一部を解除することで合意したと発表した。

本県では、政府認定の拉致被害者松本京子さんのほか、拉致された可能性がある失踪者として古都瑞子さん、矢倉富康さん、上田英司さん、木町勇人さんのご家族が一刻も早い帰国を待ちわびておられる。

北朝鮮による日本人拉致事件は、発生から既に30年以上、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認めてからも10年以上の歳月が流れ、ご本人及びそのご家族の高齢化が進み、一刻の猶予もない状況である。

今回の合意は、停滞していた拉致問題の解決につながる可能性を評価できる一方で、これまでの北朝鮮の極めて不誠実な態度を鑑みれば、信用することは難しい。今後、北朝鮮が行う調査の進捗と結果を慎重に吟味した上で、我が国の採るべき対応を判断していくことが、今まで以上に重要となるものと考える。

また、無事に帰国された後の生活再建に当たっては、理不尽に奪われた貴重な時間が取り戻せるよう、ご本人及びそのご家族に対し、その実情に応じた支援を講じることが不可欠である。

よって、国においては、拉致問題の早期完全解決に向けて、下記事項に全力を傾注して取り組むよう強く要望する。

記

- 1 「対話と圧力」という一貫した考え方を保持しながら、各国と緊密に連携しつつ、引き続き全力を尽くして当該拉致問題に係る被害者全員の一刻も早い帰国を実現すること。
- 2 北朝鮮による再調査の進捗に応じて生存者に関する情報等の共有を図るなど、地元自治体との連携を密に行い、帰国後の生活再建に当たっては、国においても手厚い支援を行うとともに、必要な制度改革、財政措置等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長
參議院議長
內閣總理大臣
外務大臣
內閣官房長官
拉致問題担当大臣

様